

事案発生『いじめ』にかかわる情報を確認
◎児童生徒・保護者からの相談 ◎教職員からの報告◎アンケートの記述 ◎他校から

『対応チーム(校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、学級担任)の編成』、組織委員会開催、事実関係の確認に着手

『事実確認と実態把握』

- 1 ①被害生徒からの聞き取り、②必要に応じて周囲の生徒からの聞き取り、③「加害者」からの聞き取り、の順で速やかに、複数の職員で行い、事実に食い違いがないかを確認する。
- 2 ①②③の内容を合わせ、情報を整える。

『事実の確認といじめの確認』

聞き取り記録を基に、「被害者」が述べた行為について、事実確認を行い、いじめがあったか確認する。

『事実確認よりいじめがあったと確認した場合』

- ①いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の職員によって専門的な知識を有するものの協力を得つつ、いじめを受けた生徒等又は、その保護者に対する支援及びいじめを行った生徒等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする」の規定に則って措置を開始する。(法23条第3項)
- ②被害者に対しての支援を、誰がどのように行うのかを決定する。また、その結果を被害者の保護者に伝える。
- ③加害者に対して、どのような指導を誰がどのように行うのかを決定する。

『事実確認によりいじめがあったと確認できない場合』

- ①いじめを確認できなかった経緯を「被害者」に丁寧に説明する。また、それについての意見を聞き取る。
 - ②同様に「被害者」の保護者にも経緯と理由を説明しそれについての意見を聞き取る。
 - ③「加害者」の保護者についても、経緯と理由を説明し、それについての意見を聞き取る。
- 引き続き、「被害者」「加害者」となった担任は生徒の関係や様子を注意深く観察し、校内の生徒指導報告等の場面で教職員に情報を共有する。

『いじめ対応協議』

- ◎対応チーム(校内いじめ対策委員会を中心に編制)による対応協議
- ①被害者の生徒とその保護者の心情に配慮した対応を基本に協議
- ②連携を検討(教育委員会・SC・SSW・教育相談員)
- ※③外部専門機関のアドバイスによる対応を検討(警察、弁護士、有識者)

『教育委員会へ報告と情報共有』

- ◎事案発生 の報告と対応について報告。(法23条第3項)

『被害児童生徒・保護者への対応』

- ・被害者が安心して学校生活を送れるような体制をつくる。
- ・被害者に説明をし、不安や疑問はないかを聞き、対応策を考える。
- ・被害者の保護者に対して、いじめと認定した結果を知らせ、支援の体制を整えることを伝え、同時に保護者に対しての支援のあり方について意見を聞き取る。

『加害児童生徒・保護者への対応』

- ・いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。(基本方針5号)
- ・加害生徒に対しては当該生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。(基本方針30号)
- ・複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を経て組織的にいじめをやめさせその再発を防止する措置をとる。(基本方針、別添2の7号)
- ・いじめに様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく教育的配慮に十分に留意しいじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。(基本方針、別添2の8号)
- ・加害者の保護者に対して、いじめをしていたと認定した結果を知らせ「事実に対する保護者の理解や納得を得た上」、加害者の指導の体制をとることを伝え、同時に保護者に対して協力をもとめ、継続的な助言を行う。

※加害者に、他校の生徒がいた場合

- ・当該学校へ連絡し、事実確認を要請(管理職間)
- ・事実確認後、保護者に連絡。情報提供協力の要請。
- ・事実確認内容を報告してもらい、情報を共有

『継続的支援』

- 心のケアと生徒の関係修復
- ・可能であれば生徒どうしの謝罪と和解を行う。
- ・可能であれば、保護者どうしの謝罪と和解を行う。
- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が少なくとも3ヶ月を目安として見守り続ける(基本方針30号)

『いじめが起きた集団への働きかけ』

いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。たとえいじめを止めさせることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。またはやしたてるなど同調していた生徒に対してはそれらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。(基本方針、別添2の8号)